

新型コロナウイルス特例貸付の償還に関するご案内

1. 償還免除の申請・手続き

- 償還が始まる時に、借受人と世帯主が両方「住民税均等割・所得割どちらも非課税（住民税を支払う必要がない）」であれば、「償還免除（返す必要がなくなる）」になります。
 - 償還免除の対象になる人は「貸付金償還免除申請書」を書いて、必要な書類と一緒に送ってください。
- ① 「生活福祉資金 新型コロナウイルス特例貸付償還（返済）免除の手続きについて」をよく読んで、償還免除申請をしてください。
 - ② 償還免除申請は、令和6年8月30日当日消印有効です。

2. 償還の手続き

- 償還免除の対象にならない人は、償還金（返済金）を引き落とす口座を届け出てください。
- ① 右のQRコードからWEBで登録してください。
 - ② その他、決裁端末にキャッシュカードを通して登録することができますので、お住まいの市区町社会福祉協議会へお越しください。
- 【持参物】キャッシュカード、貸付コードがわかる書類（決定通知等）



3. 本会から送付する封筒に同封されている書類

- 1 生活福祉資金 新型コロナウイルス特例貸付償還（返済）免除の手続きについて
- 2 緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除申請書
- 3 緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除申請書<記入例>
- 4 税務担当窓口について

4. 問い合わせ先

兵庫県社会福祉協議会 特例貸付コールセンター

TEL：0120-552-039 【受付時間】 平日 9：00～17：00

※日本語の他、英語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、中国語、韓国語等の多様な言語に対応しています。

【ホームページ】 <https://www.hyogo-wel.or.jp/topics/coronatokurei.repayment1.php>

ひょうごけんしゃかいふくしきょうぎかい かね か ひと 兵庫県社会福祉協議会でお金を借りた人へ

しんがた とくれいかしつけ しょうかん かん あんない 新型コロナウイルス特例貸付の償還に関するご案内

1. お金を返さなくてもいい人

かねを返すことが始まる時に、「あなた（借りた人）」と「あなた（借りた人）の世帯主（家族の代表）」が「住民税非課税（住んでいるところに払う税金が0円）」の場合

⇒「償還免除（お金を返さなくてもいい）」を申し込みます。

・申し込みができる時：2024年8月30日までです。

・必要なもの：①「貸付金償還免除申請書」

②「世帯全員（家族全員）の住民票（一緒に住んでいることがわかる紙）

③「非課税証明書（住んでいるところに払う税金が0円だったことがわかる紙）

・①～③を返信用の封筒に入れて送ってください。切手はいりません。

2. お金を返さなければならない人

1の「お金を返さなくてもいい人」ではなかった場合

⇒お金を返してください。

・お金を返すための銀行口座を、右のQRコードからWEBで登録してください。

・WEBを使うことができない人は、決裁端末にキャッシュカードを通して



登録することができます

3. わからないことがあるとき

ひょうごけんしゃかいふくしきょうぎかい とくれいかしつけ
兵庫県社会福祉協議会 特例貸付コールセンター

【電話】0120-552-039 【受付時間】 平日 9:00～17:00

※日本語の他、英語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、中国語、韓国語等の多様な言語に対応しています。